

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成17年
5月17日
(火曜日)

目次

告示	一
土地改良事業施行の同意(農村整備課)	一
特定建設工事共同企業体の指名競争入札の参加資格の審査(道路建設課)	一
歳入の徴収の事務の委託の解除(会計課)	二
公告	三
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(二件)(県民生活課)	三
訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定(高齢保健福祉課)	三
訪問入浴介護に係る指定居宅サービス事業者の指定(高齢保健福祉課)	四
訪問看護に係る指定居宅サービス事業者の指定(高齢保健福祉課)	四
通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定(高齢保健福祉課)	四
通所リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者の指定(高齢保健福祉課)	五
短期入所生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定(高齢保健福祉課)	五
痴呆対応型共同生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定(高齢保健福祉課)	六
福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定(高齢保健福祉課)	六
指定居宅介護支援事業者の指定(高齢保健福祉課)	六
指定介護療養型医療施設の指定(高齢保健福祉課)	七
訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の廃止(高齢保健福祉課)	七
訪問入浴介護に係る指定居宅サービス事業者の廃止(高齢保健福祉課)	七
通所介護に係る指定居宅サービス事業者の廃止(高齢保健福祉課)	八
短期入所生活介護に係る指定居宅サービス事業者の廃止(高齢保健福祉課)	八
福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の廃止(高齢保健福祉課)	九
指定居宅介護支援事業の廃止(高齢保健福祉課)	九
指定介護療養型医療施設の指定の辞退(高齢保健福祉課)	九
大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課)	一〇
県営東荷地区ほ場整備事業(第八換地区)の換地処分(農村整備課)	一〇

県営嘉年上地区ほ場整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課)..... 一〇

選管告示

政治団体の名称等..... 一一

政治団体の異動事項..... 一一

解散等に係る政治団体の名称等..... 一二

政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があつた資金管理団体の名称等..... 一二

不在者投票のできる病院の指定に関する告示の一部改正..... 一二

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示の一部改正..... 一二

雑報

県報の正誤(平成十三年十一月二十日山口県告示第六百九十五号ほか二件)..... 一三



山口県告示第三百十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第一項の規定により、市町村が行う土地改良事業の施行について次のとおり同意した。

平成十七年五月十七日

山口県知事 二井 関 成

市町村名	施行地区	事業の種類	同意年月日
秋芳町	鍛冶屋地区	ほ場の整備	平成一七、五、六

山口県告示第三百十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の十一第二項の規定により、県道周東美川線松崎橋(仮称)橋りょう整備工事(上部工)の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下、「入札参加資格」という。)及び当該入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十七年五月十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 県道周東美川線松崎橋(仮称)橋りょう整備工事(上部工)
- (一) 工事場所 玖珂郡周東町大字下久原字松崎地内

(一) 工事の概要

構 造	鋼一径間連続鋼床版桁形式橋りょう	延 長	七二・五メートル	道 路 幅 員	二・〇メートル (車道七・〇メートル)
-----	------------------	-----	----------	---------	------------------------

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十四年山口県告示第五百五十九号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が鋼構造物工事のA等級であること。
- 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(鋼構造物工事業に係るものに限る。)(を受けていること。
- 3 出資比率が三十八パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の法第二十七条の二十三第一項に規定する経営事項審査で平成十七年五月十六日までに国土交通大臣又は都道府県知事がその結果の通知(平成十六年三月一日以降に経営事項審査を受けた場合)については、法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値の通知)を行ったものうち直近のもの(以下「経営事項審査」という。)(の鋼橋上部工事の総合評点又は総合評定値が千百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の経営事項審査の鋼橋上部工事の総合評点又は総合評定値が九百以上であること。

三 入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)(を提出しなければならない。
- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 経営事項審査結果通知書の写し又は総合評定値通知書の写し

- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

玖珂土木事務所 玖珂郡玖珂町六二六番地の四

(四) 申請書等の提出期間及び時間
平成十七年五月十七日から同月二十四日までの午前九時から午後四時三十分まで
入札参加資格の審査結果の通知方法

(五) 指名競争入札指名通知書又は指名競争入札非指名通知書を平成十七年六月三日までに発送する。

四 その他
この審査についての問合せは、玖珂土木事務所(電話〇八二七―八二―二五三三)にすること。

山口県告示第三百十八号

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第四十四条第一項第二号の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務の委託を解除した。

平成十七年五月十七日

山口県知事 二井 関成

委託を解除された者	所在地	委託の解除に係る取扱歳入金の種類	解除した委託事務に係る施設
財団法人山口県ひとり財団	山口市大字秋穂二島一〇六二	山口県秋吉台青少年宿泊訓練所使用料	山口県秋吉台青少年宿泊訓練所 美祢郡秋芳町
財団法人山口県ひとり財団	山口市大字秋穂二島一〇六二	山口県石城山青少年宿泊訓練所使用料	山口県石城山青少年宿泊訓練所 熊毛郡大和町



(二六八) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十七年六月二十七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十七年五月十七日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十七年四月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 森林の里
代表者の氏名 吉田 正勝

主たる事務所の所在地 光市大字岩田一〇四二番地二二

三 定款に記載された目的

知的障害者のために地域における生活の援助並びに職業能力の向上及び開発に関する事業を行い、地域福祉に寄与すること。

(二六九) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十七年六月二十七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十七年五月十七日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十七年四月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 宇野千代生家
代表者の氏名 原田 俊一

主たる事務所の所在地 岩国市川西二丁目九番三五号

三 定款に記載された目的

作家宇野千代の生家の保存及び管理並びに宇野千代に関する資料の収集及び展示等を行い、広く市民の文化の向上に資するとともに、文化・観光資源としての有効活用を図り、まちづくりに貢献すること。

(二七〇) 訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項の規定により、次のとおり訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定をしました。

平成十七年五月十七日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅サービス事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所の名称	所在地	指定年月日
有限会社さくら	下関市豊田町大字中村六七四の二	訪問介護さくら	下関市豊田町大字中村六七四の二	平成一七、四、一
萩市	萩市大字江向五一〇	萩市高齢者保健福祉支援センターやまびこ	萩市大字弥富三九九八	三、六
社会福祉法人萩市社会福祉協議会	五、六、三	萩社協東事業所	三、九、四の一	七
"	"	萩社協北事業所	大、字、下、田、万、一、〇、三、六	"
"	"	萩社協南事業所	七、川、上、四、五、六	"
社会福祉法人防府滋光会	防府市大字田島二五八五の一	きんこうホームヘルパーステーション	防府市大字田島四、三、三	四、一
有限会社渡辺薬局	岩国市今津町四丁目三番二号	有限会社渡辺薬局在宅ケアサービス	岩国市麻里布町二丁目一番九号	"

社会福祉法人長門市社会福祉協議会
長門市東深川一三二の一
長門市社協三隅支部訪問介護事業所
長門市三隅中一四七三
三、二二

社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会
山陽小野田市千代町一丁目二番二八号
長門市社協油谷支部訪問介護事業所
油谷新別名八〇三
〃

社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会
山陽小野田市千代町一丁目二番二八号
長門市社協日置支部訪問介護事業所
日置上五九一四の三
〃

社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会
山陽小野田市千代町一丁目二番二八号
さわやか社協小野田
山陽小野田市千代町一丁目二番二八号
〃

(二七二) 訪問入浴介護に係る指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により、次のとおり訪問入浴介護に係る指定居宅サービス事業者の指定をしました。

平成十七年五月十七日

山口県知事 二井 関成

指定居宅サービス事業者
主たる事務所の所在地
居宅サービス事業を行う事業所の所在地
指定年月日

社会福祉法人萩市社会福祉協議会
萩市大字江向三五六の三
萩社協南事業所
萩市川上四五六
平成一七、三、七

社会福祉法人長門市社会福祉協議会
長門市東深川一三二の一
長門市社協長門支部訪問入浴介護事業所
長門市東深川一三二の一
〃

社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会
山陽小野田市千代町一丁目二番二八号
長門市社協油谷支部訪問入浴介護事業所
油谷新別名八〇三
〃

社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会
山陽小野田市千代町一丁目二番二八号
さわやか社協小野田
山陽小野田市千代町一丁目二番二八号
〃

社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会
山陽小野田市千代町一丁目二番二八号
さわやか社協山陽
字鴨庄九二大
〃

(二七二) 訪問看護に係る指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により、次のとおり訪問看護に係る指定居宅サービス事業者の指定をしました。

平成十七年五月十七日

山口県知事 二井 関成

指定居宅サービス事業者
住所又は主たる事務所の所在地
居宅サービス事業を行う事業所の所在地
指定年月日

医療法人社団千葉クリニクス
下関市豊田町大字中村六の一
訪問看護サービスフリーナース
下関市豊田町大字矢田四七〇の一
平成一七、四、一

医療法人仁心会
宇部市昭和町一丁目二番一五号
仁心会訪問看護ステーション小野
宇部市大字小野三八九八
〃

山陽小野田市
山陽小野田市日の出一丁目一番一号
山陽小野田市訪問看護ステーション
山陽小野田市大字厚狭五〇三
三、二二

(二七三) 通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により、次のとおり通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定をしました。

平成十七年五月十七日

山口県知事 二井 関成

指定居宅サービス事業者
主たる事務所の所在地
居宅サービス事業を行う事業所の所在地
指定年月日

医療法人和同会
宇部市大字西岐波二二九の三
常盤台デイサービス
宇部市野中一丁目三番二六号
平成一七、四、一

株式会社宇部兵衛
大字中野開作二四一の七
デイサービスセンターの家の家
大字東須恵九四五
〃

有限会社あんのメデイカル
山口市大字吉敷三〇四の一三
ハートハウス朝倉
山口市神田町九番五号
〃

社会福祉法人山口県社会福祉事業団
 山口市大手町九番六号
 特別養護老人ホーム伊保庄園
 の二 伊保庄一
 " " " "

医療法人清仁会
 吉敷郡小郡町大字下郷七五一の四
 なぎの木在宅ケアセンター・ショートステイ
 吉敷郡小郡町大字下郷七五四の二
 " " " "

(二七六) 痴呆対応型共同生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により、次のとおり痴呆対応型共同生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定をしました。
 平成十七年五月十七日

指定居宅サービス事業者 名 称 主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所 名 称 所 在 地	指定年月日
萩市 萩市大字江向五〇	萩市中津江認知症高齢者グループホームなごみ 萩市大字椿東三一五の六	平成一七、四、一
社会福祉法人阿武福祉会 阿武郡阿武町大字木与三九の五	グループホームであい 阿武郡阿武町大字木与三九の五	" " "

(二七七) 福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により、次のとおり福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定をしました。
 平成十七年五月十七日

指定居宅サービス事業者 名 称 主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所 名 称 所 在 地	指定年月日
株式会社メデイカルテンダー 下関市垢田町一丁目二番一六号	株式会社メデイカルテンダー 下関市垢田町一丁目二番一六号	平成一七、四、一
株式会社フルケア成和 広島市西区商工センター一丁目二番一九号	株式会社フルケア成和山口福祉事業所 山口市大字江崎二二一三の六	" " "

(二七八) 指定居宅介護支援事業者の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をしました。
 平成十七年五月十七日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅介護支援事業者 名 称 主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所 名 称 所 在 地	指定年月日
医療法人社団恵愛堂 下関市竹崎町三丁目五番二四号	赤司クリニク介護サービス 下関市竹崎町三丁目五番二六号	平成一七、四、一
有限会社ゴールデン・エイジ・サービス 萩市大字江向五〇	ゴールデンエイジ居宅介護支援事業所 萩市高年齢者保健福祉支援センターやまびこ 萩市大字弥富下三九九八	" " "
社会福祉法人萩市社会福祉協議会 五〇の三	萩社協北事業所 大字下田万一〇三六	" " "
" " "	萩社協南事業所 川上四五六	" " "
" " "	萩社協東事業所 大字福井下三九九四の一	" " "
社会福祉法人敬天会 防府市大字新田六七二	まめ舎居宅介護支援事業所 防府市大字新田六七二	四、一
社会福祉法人防府滋光会 " 大字田島二五八五	さんこう居宅介護支援センター " 大字田島四三三	" " "
特定非営利活動法人アイムウエルネス 岩国市山手町一丁目二番六号	特定非営利活動法人アイムウエルネス介護支援センター 岩国市山手町一丁目二番六号	" " "
社会福祉法人長門市社会福祉協議会 " " "	長門市社協長門支部居宅介護支援事業所 長門市東深川一三二一の一	" " 三、二二
" " "	長門市社協日置支部居宅介護支援事業所 日置上五九一四の三	" " "

指定名称	指定場所	養型医療施設	所在地	指定年月日
山陽小野田市	山陽小野田市日出一丁目一番	山陽小野田市訪問看護ステーション	山陽小野田市大字厚狭五〇三	平成一七、三、二二
山陽小野田市	山陽小野田市日出一丁目一番	山陽小野田市訪問看護ステーション	山陽小野田市大字厚狭五〇三	平成一七、三、二二
山陽小野田市	山陽小野田市日出一丁目一番	山陽小野田市訪問看護ステーション	山陽小野田市大字厚狭五〇三	平成一七、三、二二
山陽小野田市	山陽小野田市日出一丁目一番	山陽小野田市訪問看護ステーション	山陽小野田市大字厚狭五〇三	平成一七、三、二二
山陽小野田市	山陽小野田市日出一丁目一番	山陽小野田市訪問看護ステーション	山陽小野田市大字厚狭五〇三	平成一七、三、二二
山陽小野田市	山陽小野田市日出一丁目一番	山陽小野田市訪問看護ステーション	山陽小野田市大字厚狭五〇三	平成一七、三、二二
山陽小野田市	山陽小野田市日出一丁目一番	山陽小野田市訪問看護ステーション	山陽小野田市大字厚狭五〇三	平成一七、三、二二
山陽小野田市	山陽小野田市日出一丁目一番	山陽小野田市訪問看護ステーション	山陽小野田市大字厚狭五〇三	平成一七、三、二二
山陽小野田市	山陽小野田市日出一丁目一番	山陽小野田市訪問看護ステーション	山陽小野田市大字厚狭五〇三	平成一七、三、二二
山陽小野田市	山陽小野田市日出一丁目一番	山陽小野田市訪問看護ステーション	山陽小野田市大字厚狭五〇三	平成一七、三、二二

指定名称	主たる事務所の所在地	事業所名称	事業所所在地	廃止年月日
社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会	山陽小野田市日出一丁目一番二番二八号	山陽小野田市訪問看護ステーション	山陽小野田市大字厚狭五〇三	平成一七、三、二二
社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会	山陽小野田市日出一丁目一番二番二八号	山陽小野田市訪問看護ステーション	山陽小野田市大字厚狭五〇三	平成一七、三、二二
社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会	山陽小野田市日出一丁目一番二番二八号	山陽小野田市訪問看護ステーション	山陽小野田市大字厚狭五〇三	平成一七、三、二二
社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会	山陽小野田市日出一丁目一番二番二八号	山陽小野田市訪問看護ステーション	山陽小野田市大字厚狭五〇三	平成一七、三、二二
社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会	山陽小野田市日出一丁目一番二番二八号	山陽小野田市訪問看護ステーション	山陽小野田市大字厚狭五〇三	平成一七、三、二二
社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会	山陽小野田市日出一丁目一番二番二八号	山陽小野田市訪問看護ステーション	山陽小野田市大字厚狭五〇三	平成一七、三、二二
社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会	山陽小野田市日出一丁目一番二番二八号	山陽小野田市訪問看護ステーション	山陽小野田市大字厚狭五〇三	平成一七、三、二二
社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会	山陽小野田市日出一丁目一番二番二八号	山陽小野田市訪問看護ステーション	山陽小野田市大字厚狭五〇三	平成一七、三、二二
社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会	山陽小野田市日出一丁目一番二番二八号	山陽小野田市訪問看護ステーション	山陽小野田市大字厚狭五〇三	平成一七、三、二二
社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会	山陽小野田市日出一丁目一番二番二八号	山陽小野田市訪問看護ステーション	山陽小野田市大字厚狭五〇三	平成一七、三、二二

(二八〇) 訪問介護に係る指定居宅サービス事業の廃止
 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次のとおり訪問介護に係る指定居宅サービス事業の廃止の届出がありました。
 平成十七年五月十七日
 山口県知事 二井 関成

(二八一) 訪問入浴介護に係る指定居宅サービス事業の廃止
 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次のとおり訪問入浴介護に係る指定居宅サービス事業の廃止の届出がありました。
 平成十七年五月十七日
 山口県知事 二井 関成

指定居宅サービス事業者 名称 主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を廃止した 事業所名称 所在地	廃止年月日
社会福祉法人幸洋福祉会 下松市大字笠戸島四五六の八	松寿苑訪問入浴サービス 下松市大字笠戸島四五六の八	平成一七、三、三一
社会福祉法人小野田市社会福祉協議会 小野田市千代町一丁目二番二八号	さわやか社協小野田訪問入浴介護事業所 小野田市千代町一丁目二番二八号	二、二二
社会福祉法人長門市社会福祉協議会 長門市東深川一三二二の一	長門市社会福祉協議会訪問入浴介護事業所 長門市東深川一三二二の一	二、二二
社会福祉法人山陽町社会福祉協議会 厚狭郡山陽町大字鴨庄九二	山陽町社会福祉協議会 厚狭郡山陽町大字鴨庄九二	三、一五
社会福祉法人油谷町社会福祉協議会 大津郡油谷町大字新別名九五〇の一〇	社会福祉法人油谷町社会福祉協議会 大津郡油谷町大字新別名九五〇の一〇	三、一五
社会福祉法人旭村社会福祉協議会 阿武郡旭村大字佐々並二四九四の一	社会福祉法人旭村社会福祉協議会 阿武郡旭村大字佐々並二四九四の一	六

(二八二) 通所介護に係る指定居宅サービス事業の廃止
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次のとおり通所介護に係る指定居宅サービス事業の廃止の届出がありました。
平成十七年五月十七日
山口県知事 二井 関 成

指定居宅サービス事業者 名称 主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を廃止した 事業所名称 所在地	廃止年月日
社会福祉法人長門市社会福祉協議会 長門市東深川一三二二の一	社会福祉法人長門市社会福祉協議会 長門市東深川一三二二の一	二、二二
特定非営利活動法人ランテ工房 美祢市伊佐町伊美三九四二の九	特定非営利活動法人ランテ工房 美祢市伊佐町伊美三九四二の九	三、三一
三隅町 大津郡三隅町大字三隅中一五二五	三隅町 大津郡三隅町大字三隅中一五二五	二、二八
須佐町 阿武郡須佐町大字須佐四五七〇の五	須佐町 阿武郡須佐町大字須佐四五七〇の五	三、一五

(二八三) 短期入所生活介護に係る指定居宅サービス事業の廃止
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次のとおり短期入所生活介護に係る指定居宅サービス事業の廃止の届出がありました。
平成十七年五月十七日
山口県知事 二井 関 成

(二八四) 福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業の廃止

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次のとおり福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業の廃止の届出がありました。

平成十七年五月十七日

指定居宅サービス事業者 名 称	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を廃止した 事業所 名 称	所在地	廃止年月日
成和産業株式会社	広島市西区商工センター一丁目二番一九号	成和産業株式会社 下関市大字石原八四の四	下関市大字石原八四の四	平成一七、三、三一
"	"	成和産業株式会社 山口市大字江崎二二一三の六	山口市大字江崎二二一三の六	"
"	"	成和産業株式会社 山口西部福祉事業所	山口西部福祉事業所	"
"	"	成和産業株式会社 岩国市平田二丁目一番五号	岩国市平田二丁目一番五号	"
"	"	成和産業株式会社 周南市南浦山町五の四〇	周南市南浦山町五の四〇	"

(二八五) 指定居宅介護支援事業の廃止

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業の廃止の届出がありました。

平成十七年五月十七日

指定居宅介護支援事業者 名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を廃止した 事業所 名 称	所在地	廃止年月日
グリーンコープやまくち生活協同組合	宇部市大字西岐波三一六の一九	グリーンコープ居宅介護支援事業所	宇部市大字西岐波三一六の一九	平成一七、二、二八

(二八六) 指定介護療養型医療施設の指定の辞退

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十三条の規定により、指定介護療養型医療施設から次のとおり指定の辞退がありました。

社会福祉法人小野田市社会福祉協議会	小野田市千代町一丁目二番二八号	さわやか社協小野田	小野田市千代町一丁目二番二八号	"	三、二二
社会福祉法人長門市社会福祉協議会	長門市東深川一三二一の一	長門市社会福祉協議会居宅介護支援事業所	長門市東深川一三二一の一	"	"
山陽町社会福祉協議会	厚狭郡山陽町大字鴨庄九四	山陽町訪問看護ステーション	厚狭郡山陽町大字鴨庄九四	"	"
社会福祉法人山陽町社会福祉協議会	"	山陽町在宅介護支援センター	字鴨庄九四	"	"
三隅町社会福祉協議会	大津郡三隅町大字三隅中一五二五	三隅町在宅介護支援センター	大津郡三隅町大字三隅中一四七三	"	一八
社会福祉法人日置町社会福祉協議会	日置町大字日置上五九一四の三	社会福祉法人日置町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	日置町大字日置上五九一四の三	"	二一
社会福祉法人油谷町社会福祉協議会	油谷町大字新別名九五〇の一〇	社会福祉法人油谷町社会福祉協議会	油谷町大字新別名九五〇の一〇	"	"
社会福祉法人川上村社会福祉協議会	阿武郡川上村四五六七	川上村社会福祉協議会	阿武郡川上村四五六七	"	六
社会福祉法人田万川町社会福祉協議会	田万川町大字下田万一〇三六	社会福祉法人田万川町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	田万川町大字下田万一〇三六	"	"
須佐町社会福祉協議会	須佐町大字須佐四五七〇の五	須佐町高齢者保健福祉支援センター	須佐町大字須佐四五七〇の五	"	五
社会福祉法人須佐町社会福祉協議会	"	社会福祉法人須佐町社会福祉協議会	"	"	"
社会福祉法人福栄村社会福祉協議会	福栄村大字福井下三九九四の一	社会福祉法人福栄村社会福祉協議会	福栄村大字福井下三九九四の一	"	六

平成十七年五月十七日

山口県知事 二井 関 成

指定介護療養型医療施設
名 称 所 在 地
山陽中央総合病院 厚狭郡山陽町大字厚狭五〇三 平成一七、三、二一

(二八七) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十七年五月十七日から同年九月二十日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年五月十七日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク生野屋店

所在地 下松市大字生野屋五〇七の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 宅

ゼオンエフアンドビー株 東京都港区芝公園二丁目四番一号

代表者の氏名 三嶋 洋一

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
株式会社丸久	株式会社山口フジカラー	午前一〇時	午前九時三〇分
岡野食品産業株式会社	株式会社山口フジカラー	"	"
有限会社げんきイー	株式会社ファッシュョンクリー	"	"
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	株式会社ファッシュョンクリー	"	"

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	株式会社丸久	午後九時	翌日の午前零時
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	株式会社丸久	午後九時から午後九時二〇分まで	翌日の午前零時から翌日の午前零時一五分まで

四 届出年月日

平成十七年四月二十八日

五 変更年月日

平成十七年五月十六日

(二八八) 県営東荷地区ほ場整備事業(第八換地区)の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営東荷地区ほ場整備事業の施行に係る第八換地区の換地処分を次のとおり行いました。

平成十七年五月十七日

山口県知事 二井 関 成

一 換地処分の年月日

平成十七年五月六日

二 換地処分の内容

県営東荷地区ほ場整備事業(第八換地区)換地計画書に記載された換地計画のとおり

(二八九) 県営嘉年上地区ほ場整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、県営嘉年上地区ほ場整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十七年五月十七日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

県営嘉年上地区ほ場整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間
平成十七年五月十八日から同年六月六日まで
三 縦覧の場所
山口県農林部農村整備課



山口県選挙管理委員会告示第八十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六條第一項の規定による開示を
あつた政治団体の知照せしめ、次のとおりとする。

平成十七年五月十七日

山口県選挙管理委員会 栗田 勉 印

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考 (届出日)
自由民主党山口県農業政治連盟支部	吉田 栄子	吉田 栄子	吉敷郡小郡町大字下郷2314の1		平成17、4、22
清水栄太郎後援会	中山 修	柳井 望	阿武郡阿武町大字奈古29533の2		" " 12

山口県選挙管理委員会告示第八十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六條第一項の規定による開示を
あつた政治団体の知照せしめ、次のとおりとする。

平成十七年五月十七日

山口県選挙管理委員会 栗田 勉 印

政治団体の名称	異動事項	異動内容		備考 (届出日)
		新	旧	
自由民主党旭支部	事務所	萩市大字佐々並44449	阿武郡旭村大字佐々並4449	平成17、4、5
自由民主党小野田支部	"	山陽小野田市高栄3丁目7番1号	小野田市高栄3丁目7番1号	" " 22

自由民主党川上支部	"	萩市川上453	阿武郡川上村453	"	5
自由民主党久賀支部	"	大島郡國防大島町大字久賀4501	大島郡久賀町大字久賀4501	"	"
自由民主党山陽支部	会計責任者	平中 政明	能見 敏郎	"	8
自由民主党須佐支部	事務所	山陽小野田市大字増生264	厚狭郡山陽町大字増生264	"	8
自由民主党田万川支部	"	萩市大字須佐4445の1	阿武郡須佐町大字須佐4445の1	"	5
自由民主党福栄支部	"	大字下小川11028の8	田万川町大字下小川1028の8	"	"
自由民主党福栄支部	"	大字紫福319	福栄村大字紫福319	"	"
自由民主党日置支部	"	長門市日置中5404	大津郡日置町大字日置中5404	"	18
自由民主党三隅支部	"	三隅中2059の1	三隅町大字三隅中2059の1	"	"
自由民主党むつみ支部	"	萩市大字吉部上149	阿武郡むつみ村大字吉部上149	"	5
自由民主党山口県環境保全支部	"	大字福井上2773の1	福栄村大字福井上2773の1	"	"
今津一正後援会	"	長門市油谷新別名46	長門市油谷向津見下2037の2	"	8
市民連合下関	代表者	濱崎 和彦	中島 洋	"	14
田中やすひこ後援会	事務所	下関市生野町2丁目7番20号	下関市川中豊町2丁目5番21号	"	4
西村のりはる後援会	代表者	西村 寿美	西村 和	"	21
広兼義烈後援会	事務所	光市中央2丁目1番6号	光市光井8丁目26番7号	"	4
三浦英統後援会	会計責任者	三浦 和英	三浦 憲司	"	5

山口県選挙管理委員会告示第八十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成十七年五月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆 司

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
自由民主党山口県選挙総支部	広瀬 海心	広瀬 海心	山口市大字後河原25	平成16、12、31
青木岩夫後援会	古谷 盈雄	青木 博子	防府市桑南2丁目9番8号	" " 1
板垣靖彦後援会	前田 忠男	田村 信義	阿武郡阿東町大字徳在中3684の1	平成17、3、31
末永昇後援会	小國 治光	末永 厚	萩市大字紫福2352	" 4、1
広石聖後援会	広石 聖	坂本 信男	防府市三田尻3丁目11番7号	平成16、12、31
松原守後援会	堤 康廣	清原 幸雄	下関市彦島江の浦町5丁目10番1号	平成17、4、11
松原守政治経済研究会	松原 守	" "	" " " "	" " "
山田正春後援会	阿座上昌亮	田村 哲男	美祿郡秋芳町大字別府1392の1	平成16、10、30

山口県選挙管理委員会告示第八十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成十七年五月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆 司

届出をした者の氏名	公職の種類	資金		管理団体の名称	代表者の氏名	備考 (本団体の備付金が入った年月日)
		名	称			
広石 聖	防府市議会議員	広石聖後援会	防府市三田尻3丁目11番7号	広石 聖	平成17、4、1	

山口県選挙管理委員会告示第九十号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示（平成十年山口県選挙管理委員会告示第十三号）の一部を次のように改正する。

平成十七年五月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆 司

「山口県立中央病院」を「山口県立総合医療センター」に改める。

山口県選挙管理委員会告示第九十一号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示（平成十年山口県選挙管理委員会告示第二十八号）の一部を次のように改正する。

平成十七年五月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆 司

「社会福祉法人防府市社会福祉事業団養護老人ホーム防府市やはす園 防府市岩島三丁目一番一号 昭和三八、一一、一六

「特別養護老人ホーム防府 大字台道一六五五 昭和四九、一一、一四

「特別養護老人ホーム防府 防府市大字台道一六五五 昭和四九、一一、一四

「あかり園 昭和三八、一一、一六

を

に



正 誤
願) 平成十三年十一月二十日山口県告示第六百九十五号(公有水面の埋立ての免許の出

六	上	一三	字網。打場	字網。打場
六	下	左から三	字網。打場	字網。打場
〃	〃	左から七	字網。打場	字網。打場
〃	〃	左から八	字網。打場	字網。打場
〃	〃	左から九	字網。打場	字網。打場
五	〃	左から一三	字網。打場	字網。打場
〃	〃	左から一	字網。打場	字網。打場
〃	〃	左から一	字網。打場	字網。打場
四	上	左から三	字網。打場	字網。打場
ページ	段	行	誤	正

平成十四年一月二十九日山口県告示第三十九号(公有水面の埋立ての免許)

〃	〃	四	〃	〃	〃	三	〃	二	ページ
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	段
一九	一六	一	左から四	左から五	左から六	左から〇	左から八	左から〇	行
字網。打場	誤								
字網。打場	正								

平成十七年五月六日山口県公告(二五五)(大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定による届出)

七	ページ	下	段	表中	午後二時特	誤	午後二時	正
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

平成十七年五月十七日印刷
發行

發行人所

山口県知事
山口市

定價一箇月 金二千七百円（送料共）